別紙１

水道施設の災害に伴う応援協定書

刈谷市水道事業（以下「発注者」という。）と刈谷市水道事業水道料金収納等業務委託受託業者（以下「受注者」という。）は、地震、風水害その他による災害（以下「災害」という。）の発生時における応援業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害の発生時における市民のライフラインとしての水道施設が被災した場合、速やかな給水能力を回復するために、発注者の要請に基づき、受注者が実施する応援業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援の要請）

第２条　発注者は、災害の発生時において、水道施設の復旧作業に受注者の応援業務が必要であると認めたときは、これを受注者に対し要請することができる。

（応援要請の手続）

第３条　発注者が行う応援業務の依頼は、災害応援依頼書（様式第１号）により依頼するものとし、受注者は依頼書を受理したときは、速やかに見積書及び請書を提出するものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

（応援要請員の派遣）

第４条　受注者は、第２条の規定により応援の要請を受けたときは、受注者の刈谷市水道事業地震防災応急対策要綱を遵守し、速やかに応援業務を行うための体制を整え､必要な人員等を出動させ､発注者が行う復旧作業に協力するものとする。

２　前項の規定による応援業務を行うに当り、受注者は、発注者の職員の指示に従うものとする。

（応援業務）

第５条　受注者が行う応援業務は、次のとおりとする。

（１）広報活動

（２）電話対応

（３）給水活動

（４）前各号に掲げるもののほか、特に要請があったもの

（自主応援）

第６条　受注者は、災害の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ、発注者が第３条に規定する要請を行うことができない状況にあると判断されるときは、同条の要請を待たず、前条の応援を実施することができるものとする。この場合は、同条の要請があったものとみなす。

（完了報告）

第７条　応援業務の完了報告は、完了届により行うものとする。

（費用の負担）

第８条　応援業務に要した費用については、発注者が負担するものとする。

２　発注者が受注者に対して支払う費用については、発注者の設計積算基準により算定した金額とする。

３　前項の規定によりがたい場合は、双方協議して定める。

（労働災害補償）

第９条　応援業務により受注者の従業員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、受注者の労働災害保険により補償するものとする。

（連絡責任者）

第１０条　発注者及び受注者は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

（報告事項）

第１１条　受注者は、この協定による応援業務に協力できる人員、器材等の状況把握に努め、発注者の要請により報告するものとする。

（有効期間）

第１２条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、その効力は令和１４年３月３１日までとする。

（その他）

第１３条　この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度双方協議して別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を２通作成し、双方記名押印の上、各自１

通を保有するものとする。

令和９年４月１日

発注者　愛知県刈谷市東陽町１丁目１番地

刈谷市水道事業

刈谷市長　　稲　　垣　　武

受注者